



まちの 将来を 考える

第27次地方制度調査会最終答申の内容

11月13日『第27次地方制度調査会の最終答申』が、内閣総理大臣に提出されました。今後は、この答申を受け、平成17年3月31日に期限が切れる現在の「合併特例法」にかわる法律が制定され、新たな合併推進の法律が決定されていきます。新しい法律には、この答申の内容が大きく反映されることから、上富良野町を含めた富良野圏域の将来の姿を考えるうえで、重要な意味を持つこととなります。

第27次地方制度調査会の最終答申

『今後の地方自治のあり方に関する答申』の全文は、役場1階の町政情報提供コーナーで閲覧できます。

また、道庁の市町村合併のホームページでもご覧になれます。

●道庁広域行政・市町村合併のページ

<http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-tssn/Top.html>





地方制度調査会と 国の合併推進方策

平成17年3月31日までは、現在の「合併特例法」による推進策が図られますが、それ以降は、新しい法律を作って、合併を推進していきます。

地方制度調査会は、国（内閣）の諮問機関で、地方分権による新しい地方自治の制度や基礎自治体（市町村）のあるべき姿を研究して、国に意見を述べます。これが、今回出された最終答申です。この答申の内容は、これから策定する新しい合併を推進する法律の内容に大きな影響をもっています。

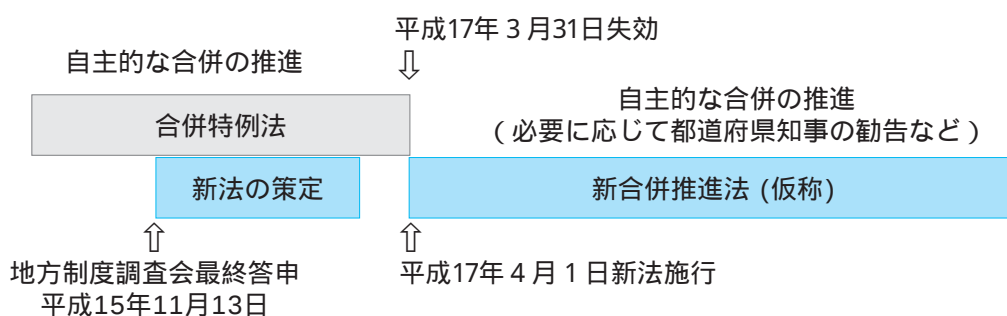


答申の概要

答申は、基礎自治体（市町村）の機能充実のためには、市町村が合併することが有効であるとの考えから、基本的には市町村の『自主的合併』を促すとしており、次のような内容となっています。

(1) 都道府県知事が合併に関する構想をつくり、該当する市町村に勧告・あつせんする

(2) 都道府県が合併に関する構想を策定



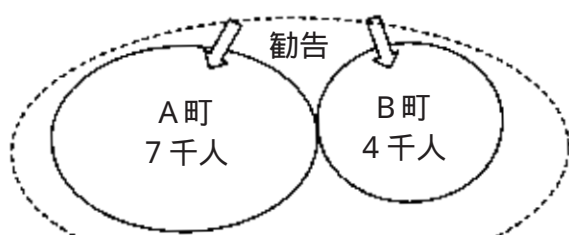
都道府県知事の 勧告・あつせん

- (3) 合併後は旧市町村単位などで地域自治組織を設置できる
- (4) 新合併推進法(仮称)では、現在の合併特例法のような財政的支援措置はしない
- (5) 客観的に合併が困難な市町村に対しては、広域連合制度を充実し、広域連携の方策により、対応することを検討すべき

平成17年3月末までに合併できなかった小規模自治体を含む地域に対し、「合併に関する構想を都道府県が作成し、知事が構想の対象市町村に対して、勧告やあつせんを行うことができるものとすべき」と示されました。

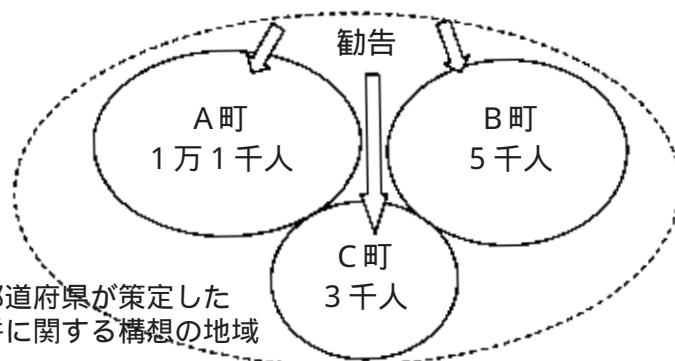
したがって、人口が1万人以上いる市町村においても地域の合併に関する構想に含まれば勧告やあつせんを受けることとなります。

A町とB町が合併すれば
1万人以上のため2町に勧告
都道府県知事



都道府県が策定した
合併に関する構想の地域

B町とC町が合併しても1万人以上にならないためA町にも勧告
都道府県知事



都道府県が策定した
合併に関する構想の地域



小規模な 市町村の目安

基礎自治体（市町村）としてのサービスや地方分権による職員の専門性、税財源の確保、行政コストの人口に対する効率性などを勘案し、小規模な基礎自治体（市町村）の目安を人口1万人未満としました。

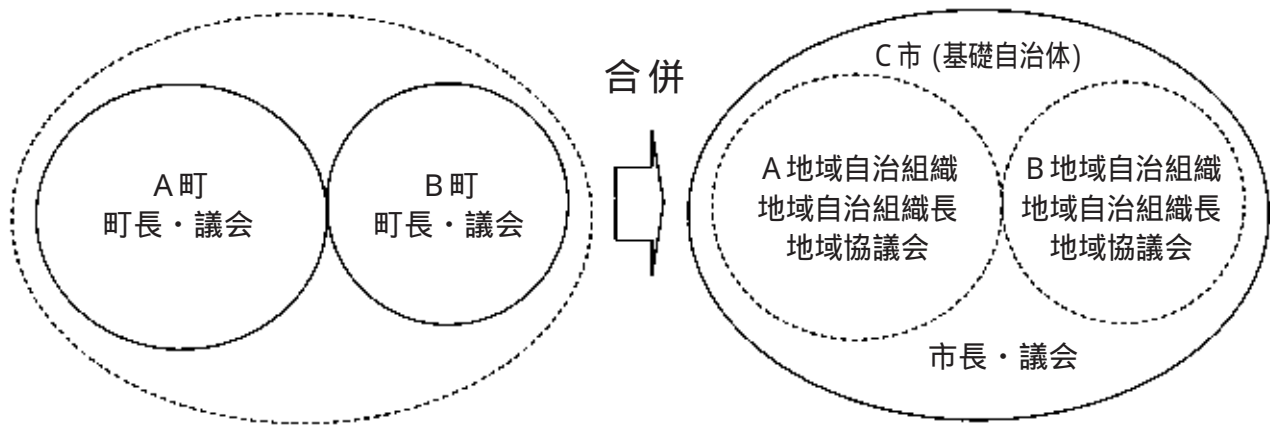


地域自治組織とは

地域の特性を活かした行政運営の推進と、地域住民の声を反映させるため、合併後の自治体（基礎自治体）内に旧市町村などを単位とした「地域自治組織」を設置することができます。地域自治組織には、基礎自治体の一部として行政を担う行政区的なタイプと、法人格を持つことができ、基礎自治体の補助機関の地位を兼ねた特別地方公共団体タイプの2つが示されました。

どちらのタイプも、地域自治組織の長は、基礎自治体の長が任命します。また、住民の代表が意見を述べることでできる地域協議会を設置し、住民の意見を反映させることができます。

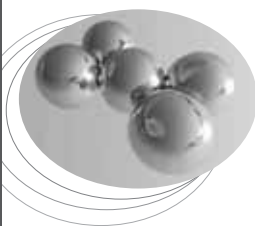
1 行政区的なタイプ（合併の有無に関



合併協議会の状況 (H15.11.20現在)			
法定	全道	8地域 30団体	14.2 %
	全国	443地域 1,723団体	54.2 %
任意	全道	23地域 88団体	41.5 %
	全国	139地域 500団体	15.7 %
計	全道	31地域 118団体	55.7 %
	全国	582地域 2,223団体	69.9 %

- わらず、設置できます）
- 。地域自治組織の長は、基礎自治体の長が任命します。
 - 。地域協議会の構成員は、基礎自治体の長が選任し、原則無報酬とします。
 - 。基礎自治体の支所のような内部組織として事務を行います。
 - 2** 特別地方公共団体タイプ（合併した場合に設置できます）
 - 。合併前の旧自治体ごとに設置できます。
 - 。合併後一定期間の暫定的な措置です。
 - 。地域自治組織の長は、基礎自治体の長が任命します。
 - 。地域協議会の構成員は、規約により選出方法を定め、原則無報酬とします。
 - 。基礎自治体の補助機関の位置付けとし、**1**の行政区的なタイプの事務に加え、一定程度の予算を受け、独自の事業展開ができます。

まぶの 将来を 考える



第27次地方制度調査会最終答申の内容

今回の地方制度調査会最終答申が、どのような形で新しい法律に盛り込まれるかは、まだ確定したものではありません。今後の新法策定の経過を見ていかなければならないと考えられます。

注目されていた人口要件について、1万人の目安が示されましたが、人口が1万人以上いるからといって、単独で安定した行政運営ができるかは、運営方針の違いにより左右されます。

基礎自治体（市町村）が「どのようなまちづくりをしていくのか」「行政と地域住民との行政サービスの分担」「受益者負担の原則」など、わが町上富良野も、基礎自治体としてどのような行政運営を行っていくかなければならないのか、市町村合併や広域連合など、どのような広域連携が有効なのか、町民の皆さんとともに考え合っていくかなければならないと考えています。